

南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモンおよびグレープフルーツならびにスワジランド王国産スウィートオレンジおよびグレープフルーツの生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則別表一のノの項の南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種およびプロテア種のスウィートオレンジ、レモンならびにグレープフルーツならびにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種およびプロテア種のスウィートオレンジならびにグレープフルーツの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和48年5月24日農林省告示第1045号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

ノ 生産地域

- (1) 告示一の(一)の生産地域は、当分の間、ケープ州の全域、トランスバール州のゼベディラー地区および南東丘陵地区のうち南アフリカ共和国植物防疫機関が濃密防除が行なわれる地区として指定した地域とする。
- (2) 告示一の(二)の生産地域は、スワジランド王国のうちスワジランド王国農務省が濃密防除が行なわれる地域として指定した地域とする。

2 消毒施設

告示五の生産地における消毒のための施設は、次の条件を満足しているものとする。

- (1) ふ頭地域内で消毒後の生果実を陸送することなく、船積みできる場所に位置すること。
- (2) 部屋ごとに±0.6度（±1°F）の精度で所定温度に保持できるものであること。
- (3) 部屋内の温度（冷却風の入口および出口の2カ所）および果実内の温度（部屋中央および冷却風の出口附近の2カ所）を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

3 積み込み時の措置

積み込み時の措置は、次に掲げるもののいずれかによること。ただし、航空機へ積み込むときは、(2)の措置に限ること。

- (1) シート等でこん包を完全に被覆すること。
- (2) こん包の通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）を張ること。

4 消毒施設の調査

- (1) 植物防疫官は、告示五の生産地における消毒のための施設について、2の条件を満足するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。
- (2) 消毒施設の調査は原則として、南アフリカ共和国が行なう日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行なうものとする。

- (3) (1)の調査は原則として、毎年当該施設の使用開始前に行なうものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中随時調査することができるものとする。

5 検査および消毒の確認

(1) 消毒実施の確認

告示三の(三)の消毒の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行なう消毒の確認と共同して行なうものとする。

ア 予備冷凍により生果実中心部の温度が -0.6 度(31°F)であることを部屋ごとに2カ所以上の生果実について確認すること。

イ アの確認の後、引き続き12日間屋内の温度が -0.6 度 ± 0.6 度($31^{\circ}\text{F} \pm 1^{\circ}\text{F}$)であることを原則として、1日1回以上確認すること。

ウ 消毒の開始直前および終了直後に温度計の指度が正確であるかどうかを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示三の(三)の検査の確認は、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行なう検査と共同して、生果実の種類別(スウィートオレンジについては品種別)にこん数の2パーセント以上について行ない、有害動物または有害植物、とくにチチュウカイミバエのほか、かんきつ黒星病菌、フェイルスコドリノモスおよびカイガラムシ類がないことを確認すること。

イ アの検査の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが附着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関およびスワジランド王国農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないこと。

(3) 検査証明書の附記

ア (1)の消毒の確認により消毒が完全に行なわれたことおよび(2)の検査の確認により有害動物または有害植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の裏面(余白)にそれぞれ確認したことを附記するものとする。

区	分	確認者氏名	印
消毒確認	月 日 時		
検査確認	月 日 時		

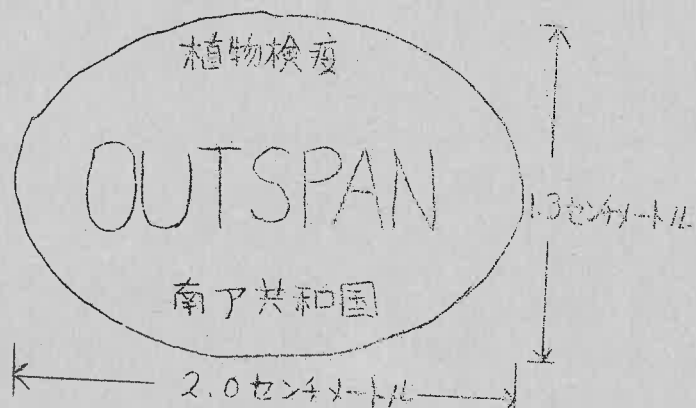
↑
3センチメートル
↓

← 10センチメートル →

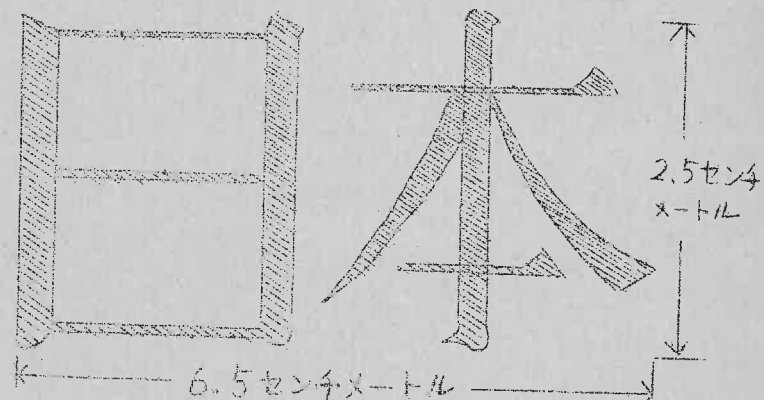
6 表 示

告示七の生果実およびこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

生果実の表示



こん包の表示



7 輸入検査の場所

輸入検査は、次の港の植物防疫官が指定する場所において行なうものとする。

- (1) 港 京浜、名古屋、大阪、神戸、関門、那覇
- (2) 飛行場 羽田、伊丹、那覇

8 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実および附随されている植物防疫証明書を鑑別して行なうものとする。
- (2) 告示三の(三)の植物防疫官による附記がなされている植物防疫証明書が添付されていない場合、告示四の封印がこん包になされていない場合、告示七の表示がなされていない場合またはこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄または返送を命ずるものとする。
- (3) (1)および(2)以外の輸入検査の手続および方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年6月30日農林省令第73号）および輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。
- (4) チチュウカイミバエが発見された場合は、次により措置するものとする。
 - ア 当該荷口全量の廃棄または返送を命ずること。
 - イ 前記アのチチュウカイミバエが附着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関およびスワジランド王国農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。